

大阪府議会 議会改革検討協議会 運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府議会会議規則（平成3年大阪府議会規則第1号。以下「規則」という。）第124条第2項の規定により設置する議会改革検討協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、同条第4項の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、座長及び委員8人をもってこれを組織する。

(座長)

第3条 座長は、第一会派から推薦された議員をもって充てる。
2 座長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、座長が必要と認めるときに招集する。
2 委員に事故があるときは、座長の承認を得て、その所属する会派からの職務代理者が会議に出席することができる。

(委員外議員の発言)

第5条 座長は、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、会議への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(合同会議)

第6条 座長は、必要があると認めるときは、他の委員会又は規則第124条に基づく協議又は調整を行うための場と合同して会議を開くことができる。

(報告)

第7条 座長は、協議会の協議及び調査の結果を議会運営委員会の委員長に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和元年6月18日から施行する。